

## 経済社会発展労使政府委員会法

[施行 2018. 9. 13]

[法律第 15663 号、2018. 6. 12、一部改正]

雇用労働部（労使協力政策課）044-202-7599

HP－法令 73

(目的)

第 1 条 この法律は、勤労者及び使用者並びに政府が信頼及び協力を基に労働政策及びこれと関連した経済・社会政策等を協議し、大統領の諮問に応じるようにするために経済社会発展労使政府委員会を設置し、その機構及び運営等に関して必要な事項を規定することにより、産業平和を図り、国民経済のバランスの取れた発展に資することを目的とする。

[条文改正 2016. 1. 27]

(労使政の責務)

第 2 条 勤労者及び使用者並びに政府（以下「労使政」という。）は、相互信頼を基に誠実に協議に臨み、その結果を最大限尊重しなければならない。

[条文改正 2016. 1. 27]

(委員会の設置及び機能)

第 3 条

(1) 経済社会発展労使政府委員会（以下「委員会」という。）は、大統領所属下に置く。

(2) 委員会は、次の各号の事項を協議する。

1. 勤労者の雇用安定及び勤労条件等に関する労働政策及びこれに対して重大な影響を及ぼす産業・経済及び社会政策に関する事項
2. 労使関係発展のための制度・意識及び慣行の改善に関する事項
3. 委員会で議決された事項の履行方案〔方策〕に関する事項
4. 労使政協力増進のための事業の支援方案に関する事項
5. その他大統領が諮問する事項

[条文改正 2016. 1. 27]

(委員会の構成及び運営)

第 4 条

(1) 委員会は、次の各号の者で構成する。

1. 委員長 1 人
2. 常任委員 1 人

3. 勤労者・使用者・政府・公益を代表する委員各 2 人

- (2) 委員長及び常任委員は、大統領が委嘱する。
- (3) 勤労者を代表する委員は全国規模の労働団体代表者のうちから、使用者を代表する委員は全国規模の使用者団体代表者のうちから、大統領がそれぞれ委嘱する。
- (4) 政府を代表する委員は、企画財政部長官及び雇用労働部長官とする。
- (5) 公益を代表する委員は、労働・経済・社会問題に関して学識及び経験が豊富な者であって委員長、全国規模の労働団体及び全国規模の使用者団体が推薦する者の中から、全国規模の労働団体及び全国規模の使用者団体が順次排除して残った者を委嘱対象者とし、委員長の推薦で大統領が委嘱する。
- (6) 大統領は、第 3 条第 2 項の規定による事項を協議するために必要な場合は、第 1 項の規定による委員のほか、産業通商資源部長官等関係行政機関の長を特別委員として委嘱することができる。
- (7) 委員会の構成・運営、第 5 項による順次排除の方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2016. 1. 27]

(委員長等の職務)

第 5 条

- (1) 委員長は、委員会を代表して委員会の業務を総括する。 (改正 2007. 1. 26)
- (2) 常任委員は、委員長を補佐し、委員長がやむを得ない理由により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

[条文改正 2016. 1. 27]

(委員の任期)

第 6 条

- (1) 委員会の委員の任期は 2 年とするものとし、再任することができる。 (改正 2007. 1. 26)
- (2) 委員はその任期が満了した場合も、後任者が委嘱されるときまで引き続きその職務を遂行する。

[条文改正 2016. 1. 27]

(委員会の会議)

第 7 条

- (1) 委員長は、会議を招集し、その議長になる。
- (2) 委員会の会議は、次の各号の場合に招集する。 (改正 2007. 1. 26)
  - 1. 大統領が招集を求めるとき

2. 在籍委員 3 分の 1 以上が招集を求めるとき
  3. その他委員長が必要であると認める時
- (3) 委員会の会議は、在籍委員過半数の出席で成立し、出席委員 3 分の 2 以上の賛成で議決する。
- (4) 委員会が前項の規定による議決を行うに当たっては、勤労者を代表する委員、使用者を代表する委員及び政府を代表する委員各 2 分の 1 以上の出席がなければならない。

[条文改正 2016. 1. 27]

(常務委員会)

#### 第 8 条

- (1) 委員会に、委員会に上程する議案を検討・調整し、委員会から委任された事項を処理し、その他委員会の活動を支援するために常務委員会を置く。
  - (2) 常務委員会は、常務委員長 1 人を含む 20 人以内の常務委員で構成し、委員会の常任委員は、常務委員長を兼任する。
  - (3) 常務委員は、労働団体・使用者団体及び関係行政機関の実務責任者及び公益を代表する関係専門家の中から委員会の委員長が委嘱する者とする。ただし、公益を代表する常務委員は、関係専門家であつて委員長、全国規模の労働団体及び全国規模の使用者団体が推薦する者の中から全国規模の労働団体及び全国規模の使用者団体が順次排除して残った者を委嘱する。
  - (4) 常務委員会に関しては、第 6 条、前条第 1 項・第 3 項及び第 4 項を準用する。
- (改正 2007. 1. 26)
- (5) 常務委員会の構成・運営、第 3 項による順次排除の方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2016. 1. 27]

#### 第 9 条 削除 (2007. 1. 26)

(議題別・業種別委員会)

#### 第 10 条

- (1) 委員会は、1 年以内の存続期間を定めて議題別・業種別委員会を常務委員会に置くことができる。ただし、必要である場合は 1 回に限り 1 年以内の範囲内で存続期間を 1 回に限り延長することができる。
- (2) 議題別・業種別委員会の委員長は、委員会の委員長が任命する。
- (3) 削除 (2007. 1. 26)
- (4) 議題別・業種別委員会の構成及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

(改正 2016. 1. 27)

[題名改正 2016. 1. 27]

(事務局)

第 11 条

- (1) 委員会の事務を処理するために、委員会に事務局を置く。 (改正 2007. 1. 26)
- (2) 事務局には事務局長 1 人を置くものとし、委員会の常任委員が兼ねる。 (改正 2007. 1. 26)
- (3) 事務局の組織及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2016. 1. 27]

(専門委員)

第 12 条

- (1) 委員会の業務に関する専門的な調査・研究のために、委員会に専門委員を置く。
- (2) 専門委員の数、資格等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2016. 1. 27]

(関係機関等の協力)

第 13 条

- (1) 委員会は、業務遂行のために必要である場合は、次の各号の事項を求めることができる。
  - 1. 関係当事者・関係公務員及び関係専門家の出席及び意見陳述
  - 2. 関係当事者及び関係機関に対する資料提出及び説明要求
- (2) 委員会から前項の規定による要求を受けた関係当事者・関係公務員及び関係機関は、求めに従うことができない特別な事情がない限り、求めに応じなければならない。

[条文改正 2016. 1. 27]

(世論の収集)

第 14 条 委員会は、業務遂行のために必要である場合は、公聴会・セミナー開催、アンケート調査及び放送討論等を通して世論を収集することができる。 (改正 2007. 1. 26)

[条文改正 2016. 1. 27]

(調査・研究の依頼)

第 15 条 委員会は、業務遂行のために必要である場合は、関係機関・団体又は関係専門家等に調査・研究を依頼することができる。 (改正 2007. 1. 26)

[条文改正 2016. 1. 27]

(関係公務員及び職員の派遣等)

第 16 条 委員会の委員長は、業務遂行のために必要である場合は、関係機関及び団体等の長と協議

してその所属公務員又は職員の派遣を受け、又は兼任させることができる。

[条文改正 2016. 1. 27]

(協議結果の報告)

#### 第 17 条

- (1) 委員会の委員長は、委員会の協議結果等主な活動事項を大統領に報告しなければならない。
- (2) 委員会の委員長は、委員会の議決事項を関係行政機関に通知し、その履行を促すことができる。

[条文改正 2016. 1. 27]

(議論結果の通知)

第 17 条の 2 委員会は、第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定による議決過程において、勤労者を代表する委員又は使用者を代表する委員のうちいずれか一方の全部が参加せずに議決ができない場合は、在籍委員過半数の出席により成立し、出席委員過半数の賛成により、その時まで議論した結果を政府に通知する決定をすることができる。

[条文改正 2016. 1. 27]

(誠実履行義務)

#### 第 18 条

- (1) 政府・労働団体及び使用者団体は、委員会の議決事項を政策に反映して誠実に履行するように最大限努力しなければならない。
- (2) 委員会の委員長は、委員会の議決事項が履行されず、又は遅延している場合は、関係行政機関・労働団体及び使用者団体に対してそれに関する説明又は資料の提出を要求することができる。

[条文改正 2016. 1. 27]

(地域労使政協議会)

#### 第 19 条

- (1) 地方自治体の長は、管轄地域の労使政協力増進のために地域労使政協議会を置くことができる。
- (2) 委員会は、地域労使政協議会の設置及び運営に必要な支援ができる。
- (3) 地域労使政協議会の構成・運営及び支援等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2016. 1. 27]

**付則（法律第 5990 号、1999. 5. 24）**

- (1)（施行日）この法律は、公布の日から施行する。
- (2)（委員会の設置に関する経過措置）この法律の施行の際に、従前の規定により設置されていた労使政府委員会は、この法律より設置された労使政府委員会とみなす。
- (3)（委員の任期に関する経過措置）この法律の施行の際に、従前の規定により委嘱されていた委員は、この法律の規定により委員が新たに委嘱される時までその任務を遂行する。

**付則（法律第 8297 号、2007. 1. 26）**

- (1)（施行日）この法律は、公布後 3 カ月が経過した日から施行する。
- (2)（委員会の設置に関する経過措置）この法律の施行の際に、従前の規定により設置されていた労使政府委員会は、この法律により設置された経済社会発展労使政府委員会とみなす。
- (3)（委員の任期に関する経過措置）この法律の施行の際に、従前の規定により委嘱されていた委員及び常務委員は、第 4 条及び第 8 条の改正規定により新たな委員及び常務委員が委嘱される時までその任務を遂行する。

**付則（法律第 13896 号、2016. 1. 27）**

この法律は、公布の日から施行する。

**付則（法律第 15663 号、2018. 6. 12）**

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 8 項、第 8 条第 5 項、第 9 条第 3 項、第 10 条第 3 項、第 11 条第 3 項及び第 20 条第 2 項の改正規定は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

（任期が満了した委員に関する特例）

第 2 条 この法律の施行の際に従前の規定により委嘱された委員のうち任期が満了した委員は、第 6 条第 2 項の改正規定にかかわらず、解職となったものとみなす。

(委員会の設置に関する経過措置)

第 3 条 この法律の施行の際に従前の規定により設置された経済社会発展労使政府委員会は、この法律により設置された経済社会労働委員会とみなす。

(委員の任期に関する経過措置)

第 4 条

(1) この法律の施行の際に従前の規定により委嘱された委員のうち任期が残っている委員は、この法律の改正規定による委員とみなす。

(2) 第 4 条の改正規定により新たに委嘱される委員の任期は、その委嘱日から開始する。ただし、前項による任期が残っている委員の場合は、従前の任期の残りの期間とする。